

## 軽自動車税の税率が変更されます

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税される税金です。  
 税制改正において以下のように軽自動車税の見直しが行われました。

- ☆改正点1 原付自転車・小型特殊自動車（農耕用など）・軽二輪・二輪の小型自動車・雪上車は平成28年度から引き上げとなります。
- ☆改正点2 新車新規登録から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車については、平成28年度から概ね20%の重課となります。
- ☆改正点3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、その燃費性能に応じて、軽自動車税の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例（軽課）」が平成28年度分に限り適用されます。  
 （平成27年度に新車新規登録した軽四輪車・軽三輪車のみ）

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・雪上車

車種区分		平成27年度まで (年額)	平成28年度から (年額)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	トラクター・コンバイン等の農耕作業	1,600円	2,400円
	フォークリフト・ロードローラ等の車両	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超～	4,000円	6,000円
軽二輪・雪上車	二輪（125cc超～250cc以下）	2,400円	3,600円
	被けん引車（二輪）	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円

### 軽三輪車・軽四輪以上の車両

新車新規登録した年月で、税率が異なります。

車検証記載の「初度検査年月」により、新車新規登録した年月が確認できます。

車種区分		平成 27 年 3 月 31 日 までに新車新規登録 重課税率適用まで (年額)	平成 27 年 4 月 1 日 以後の新規登録 重課税率適用まで (年額)	新車新規登録から 13 年経過 (重課) ※ 1 平成 28 年度から (年額)	
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪以上	乗用・自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		乗用・営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物・自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		貨物・営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※ 1 新車新規登録した車両 (最初の新規検査を受けた車両) から、13 年経過した場合の税率です。ただし、動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

### グリーン化特例 (軽課)

車種区分		平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車新規登録した軽自動車			
		ア (年額)	イ (年額)	ウ (年額)	ア～ウ 以外 (年額)
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,900 円
軽四輪	乗用・自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円	10,800 円
	乗用・営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
	貨物・自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	5,000 円
	貨物・営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円	3,800 円

ア.電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス 10 %低減)

イ.乗 用:平成 17 年排出ガス基準 75 %低減達成 (★★★★) かつ平成 32 年度燃費基準 + 20 %達成車

貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75 %低減達成 (★★★★) かつ平成 27 年度燃費基準 + 35 %達成車

ウ.乗 用:平成 17 年排出ガス基準 75 %低減達成 (★★★★) かつ平成 32 年度燃費基準 達成車 (イの軽自動車除く)

貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75 %低減達成 (★★★★) かつ平成 27 年度燃費基準 + 15 %達成車 (イの軽自動車除く)

※イ、ウについては、揮発油 (ガソリン) を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

廃車等の手続きはお済みですか

所有していないバイクや軽自動車等は廃車手続きを行ってください。(車両を廃棄処分されただけでは、課税の登録が残ることとなります。)

また、車両を譲渡した場合は名義変更の手続きが必要となります。(手続きがされないと前所有者に納税通知書が届くこととなります。)

車種区分によって受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

住民課 税務係 (内線 ☎ 1 2 3)